

いじめの重大事態について

令和 3 年 1 2 月 2 1 日
北九州市教育委員会

いじめの重大事態について

北九州市教育委員会



1. いじめの重大事態とは

《いじめ防止対策推進法 28条 1項に規定》

- **生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い**
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合
身体に重大な傷害を負った場合 等
- **相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている疑い
※ 「相当の期間」とは年間30日を目安

《いじめ防止等のための基本的な方針》

- 「**いじめにより重大な被害が生じた**」という申立て
重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2. いじめ問題専門委員会 (第三者調査委員会) の概要

【設置法令】 いじめ防止対策推進法 14条3項

【設置根拠】 北九州市いじめ問題専門委員会条例

【設置年月日】 平成26年6月設置

【選任の方法】 各職能団体等より推薦をもらって選任

【委員定数】 6名以内

【組織】 学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから 教育委員会が任命する

※ 医師・弁護士・臨床心理士・学識経験者・保護者代表

3. 令和3年度いじめ重大事態の概要

- 北九州市内の小学校で重大事態が発生
- 小学校低学年児童の保護者から、「同級生より暴言・暴行を受けた」との訴え
- 被害児童の保護者より「いじめの重大事態にあたるのではないか」という申立て
- 第三者調査委員会が調査審議中

4. いじめの重大事態への対応

- 何があったのか知りたいという思いを理解し、対応に当たる。
- 調査内容・結果について、適切に説明を行う。
- いじめ防止等の体制を見直す姿勢をもつ。

